

令和 6 年度食品産業に係る国際商標・意匠相談窓口事業業務 仕様書

- 1 委託業務名
令和 6 年度食品産業に係る国際商標・意匠相談窓口事業業務
- 2 目的
徳島県内の食品産業に係る中小企業や施設・店舗等（以下、「県内企業等」という。）が輸出拡大に向けた取組を行うにあたり、諸外国における冒認出願・登録が問題となっている。
そこで、商標・意匠の国際登録・出願に見識を持つ弁理士や弁理士法人等の専門家に依頼し、県内企業等の海外における商標・意匠に係る相談窓口事業（以下、「委託事業」という。）を実施することにより、県内企業等のグローバル化を支援する。
- 3 委託期間
委託契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで
- 4 見積限度額
2,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 委託内容
 - (1) 国際商標・意匠に関する電話による相談受付業務
ア 相談窓口（専用の番号等）を設置し、自社のホームページ等で周知する。
イ 県内企業等が輸出拡大に向けた取組を行うにあたり、発生した国際商標・意匠に係る相談について、随時電話による対応を行う。
ウ 県内企業等からの要望に応じ、受託者において、世界知的所有権機関等の各団体や各国が提供する国際商標・意匠に係る無償データベースを活用した簡易検索を行い、説明を行うこと。
 - (2) 国際商標・意匠の出願・登録の促進に関する業務
ア 徳島県と連携の上、県内企業等を対象としたセミナーの開催等、国際商標・意匠の出願・登録を促進するための業務を行う。
※セミナーの会場費、講師への謝礼金は別途県が準備する。
- 6 関係書類の提出等
委託業務完了後、受託者は速やかに県が定める委託業務完了報告書のほか、次の書類を県に提出すること。
 - (1) 提出書類
ア 委託業務完了報告書 1 部
イ 相談受付対応簿 1 部
本業務内で受託者が県内企業等から受けた相談及びその対応記録の概要
ウ その他、本業務で生じた資料のうち、県が指示する資料一式 1 部
 - (2) 提出期限（県の指示により変更することがある）
令和 7 年 3 月 3 1 日（月）
 - (3) 提出先
徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地（徳島県とくしまブランド推進課）
- 7 その他
 - (1) 県は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。
 - (2) 県は、本業務（再委託をした場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
 - (3) 受託者は、(2) の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。
 - (4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とす

- る。
- (5) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
 - (6) 受託者は、本業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条例にのっとり、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - (7) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（講習送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は県に帰属する。
 - (8) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
 - (9) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - (10) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議をすること。
 - (11) 委託業務の実績に応じ、委託費を減額することがある。
 - (12) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。